

平成21年度 第2回 松阪市入札等監視委員会 審議概要

開催日時	平成21年7月6日(月) 午前9時30分～11時30分
開催場所	松阪市役所 5階特別会議室
出席者 (敬称略:50音順)	委員長 楠井 嘉行(弁護士) 副委員長 村田 裕(名城大学教授) 委員 坂本 聰子(司法書士) 委員 吉川 和男(税理士) 委員 吉田 弘一(三重中京大学名誉教授)
事務局	磯田 契約監理担当参事 房木 契約監理課長 佐藤 検査・契約担当主幹 高村 契約係長 池内 契約係主任
議題	議題1 入札及び契約手続の運用状況等の報告(平成21年4月から6月分) <ul style="list-style-type: none"> ・工事の発注状況について ・指名停止措置の運用状況について 議題2 抽出事案の審議(村田委員抽出) 議題3 随意契約締結に係る意見聴取について その他 <ul style="list-style-type: none"> ・今年度の総合評価落札方式の試行について ・松阪市建設工事等発注基準の改正について ・次回開催日程及び抽出委員の選定

委 員	松 阪 市
入札及び契約手続の運用状況等の報告	
	<ul style="list-style-type: none"> ・工事の発注状況について 実施入札 82件、平均落札率 84.48%、平均参加者 14.2者であった。例年の同時期と比較すると骨格予算の期間であったこともあり発注自体が若干少なかった。 ・指名停止措置の運用状況について 今回は、指名停止該当案件は無かった。

抽出事案の審議（村田委員抽出）

造園工事の少入札参加者について

この工種は平成 19 年にその公正性に対し注意文書を出し、第一期の監視委員会の意見書においても入札参加者が固定化しやすい状況に在る旨を指摘事項として挙げ、入札参加条件等の再検討を行う必要性を指摘した。今回の 5 件の入札において、落札率は概ね 85%付近という結果が出ており良いと考えるが、入札参加者がそれぞれ 5 社のみであったがどうか。

地域要件については、その対応の重要性から理解できるが、一級技能検定合格者(造園)の資格は本当に必要なのか。この点において入札参加条件を緩和すれば、もっと入札参加者が見込めるのではないか。

今回の造園工事の内容に街路樹等の管理は含まれているのか。

このような技術者の入札参加条件は、必要不可欠ということか。

これら造園工事の発注については、年間の樹木維持管理を含んでいるということもあって、地域要件を広げすぎると迅速な対応が心配であるとの発注担当課の判断もあり、地域要件を市内及び準市内業者、また、技術者については一級技能検定合格者(造園)を配置できることを入札参加条件としている。その条件を充たす業者は 7~8 社在るが、履行実績を求めた結果として、入札参加は 5 社であったという固定した結果になったものである。

造園専門業者は、ほとんどが一級技能検定合格者(造園)の資格者を雇用しているので、この入札参加条件を緩和しても入札参加者数にはさほど影響が無いと考える。

別途発注を行っている。主に土木工事に携わる業者でも、造園工事の許可があれば入札に参加することは可能である。

発注担当課としては、工事の履行性を考えた場合、技術的な担保を技術者に求めること

<p>一級技能検定合格者（造園）の資格に対応する施工部分がどうしても必要であるならば、必要でない部分を分離発注するという方法も考えられないだろうか。そうすれば業者の受注機会の確保拡大につながるのではないか。</p> <p>専門工事で高落札率だった件について 「松阪競輪場ウォークトップ塗布工事」は、入札参加者が3社、落札率が93.98%であった。また、「準用河川前沖川河川維持工事」は、入札参加者が2社、落札率が95.34%であった。この2件については、入札参加者が少なく落札率も高い。工事の特殊性からこのような結果を招く可能性は在るもののこのような状況でよいのか。</p>	<p>となるため、それを容易に外すことは困難と思われる。委員ご指摘のように、競争性の確保という点は改善されたものの、5社に限定されているのが問題であるとは認識している。県内においても造園業者自体が少ないという現実もあり、ただ単に地域要件を拡大することが入札参加者の増となるか否かは難しい判断である。</p> <p>来年度は2年間契約の公園等管理委託の発注年度になる。今回ご指摘の件は、技術者の入札参加条件の明確化や分割発注について、担当課との検討課題といたしたい。</p> <p>「松阪競輪場ウォークトップ塗布工事」については、競輪場のバンクを塗装する特殊な工事であり、施工可能な業者が限られている現実がある。また、履行実績を求めているため、入札参加した3社しかない状況である。ただし、この案件は希望価格型で発注を行っているため、希望価格比では高落札率となっているものの、設計価格比では84.09%となる。また、「準用河川前沖川河川維持工事」については、工事内容がさく井工事と専門的で技術要件も付いており、地域要件を県内以内として発注したが、施工可能な業者が現実として入札参</p>
---	---

除草等業務委託において高落札率だった件について

「パークタウン学園前調整池外 15 池管理委託」及び「嬉野地域振興局管内市道除草業務委託」については、他の同様の業務委託の落札率が概ね 85%付近である中、入札参加者が一定数居るにも関わらず 95%以上の高落札率となっている。以前から意見書でも指摘している最低制限価格制度の不合理性ではないのか。

全てを対象として手法を変えるのは難しいと思われるが、この不合理性を解消するため、例えばある一定条件の場合においては、横須賀市などで実施されている平均型にて最低制限価格を算定する方法を実施するなどして、とにかく部分的にでも今までと違うことを試行するべきである。このままでは何の解決も無いまま不合理な状況が続くだけである。

加した 2 社しかない状況である。

この 2 件の予定価格算出率は「パークタウン学園前調整池外 15 池管理委託」が 99.53%、「嬉野地域振興局管内市道除草業務委託」が 99.92%と高かったため、殆どの業者が最低制限価格を下回り落札外となる結果となり、入札金額を高く入れた業者が落札し高落札率となったものである。平成 20 年度の意見書において、除草工事については、工期の短縮や手持ち工事件数の緩和及び役務提供として業務委託へ転換など様々な提言の中から、それらを反映する形で今年度から、手持ち工事件数と技術者の配置要件を緩和して業務委託として発注した。その結果、入札参加者が増加し随分改善がみられた。しかしながら、委員ご指摘のとおり、この 2 件については、従来同様に不合理性が現れた結果となったものである。

発注業種や入札参加者数は考慮する必要があるが、品質確保という観点から考えた

<p>早い時期に試行を実施し、結果を報告するように努めていただきたい。</p>	<p>場合、除草業務委託の内容であればその試行を取り入れても問題は無いであろうと考えている。また、そのご指摘をいただいたことに加えて、平成 20 年度の意見書において、入札参加者が 5 社以下になった場合には、予定価格算出率を 98.00%に固定するといった方策も提言されているので、それとも合わせて今後試行に向けて協議検討いたしたい。</p>
<p>随意契約締結に係る意見聴取について</p>	
<p>採点基準、選考委員の構成はどのようになっているのか。また、選考委員の中に外部人員はいるのか。</p> <p>前回受託業者が一方向的に有利なのではないか。</p>	<p>4 件の随意契約について委員の意見聴取いたしたい。</p> <p>「総務管理事務システム機器等賃借及び保守管理業務委託」・・・プロポーザル方式により財務会計、人事給与、勤休管理、文書管理、グループウェア等を統合したパッケージシステムに関し、価格以外の面についても採点し、業者決定するものである。</p> <p>価格点を 500 点とし、各システムの使い勝手、内容等を採点した技術点を 200 点とした合計 700 点を満点としている。技術点 200 点中、100 点を全体的な観点での採点することとし、その担当委員として、総合政策部長を筆頭とし、各システム担当課長からなる企画提案評価委員を設けている。また、残り 100 点を各システム担当でそれぞれの担当部分を採点する担当課の係長、主任級職員で構成される提案システム評価委員とで選考委員は構成される。当システムの選考委員の中に外部人員は居らず、当市でのシステム使用方法や、内容をもとに判断できる外部人員について見つからなかったことから市職員のみでの選考委員を構成している。</p>

契約期間を5年としているのはなぜか

委員会としての意見

価格の妥当性を担保、検証できるようにプロポーザルを進めるとともに、従来のシステム担当業者が過度に有利にならないよう、また競争性が発揮されるよう配慮されたい。また、選定委員会へ第三者的な立場の外部委員の参加を今後はできる限り検討されたい。

なぜこの時期に購入するのか。本体購入時点で購入しなかったのはなぜか。

当市が新システムにおいて必要としている業務内容については詳細な仕様をまとめて参加業者に配布している。できうる限り、前回担当業者が一方が有利になるような条件にならないように進めている。また、前回業者についてもシステム変更がまったく無いわけではなく、対応OSやブラウザの新バージョンでの対応等を求めているため、まったく前回システムそのままでの参加を不可能としている。

長期継続契約としてに定められているものは最長5年としているところと、ハードウェアの保守期間がほぼ5年とされていることからこの期間を設定している。

「中学校給食用厨房機器付属品等購入」・・・現在、建設中の中学校等給食センターへ納入している厨房機器の付属品等の購入である。機器については決定済みであったが、その付属品であるスライサーのプレート等について種類、個数等が決まった現時点で購入するものである。付属機器であることからメーカー指定でもあり、それ以外のメーカーの部品、器具では既に決定された厨房機器が使用できなくなることから当該業者と随意契約するものである。

厨房機器購入時点（平成20年7月～8月時点）では調理業者が決定されていなかったことが原因であり、調理方法はそれぞれの調理業者において違うことから必要な付属品

<p>調理業者は決定しているのか。</p> <p>メーカー指定となっているのはなぜか。</p> <p>委員会としての意見</p> <p>契約相手方であることの妥当性は理解できるが、価格の妥当性の確保について検討されたい。</p> <p>他の団体は受注対応不可能なのか。</p> <p>チップ化して撒くことの意味や効果はどういったものか。</p>	<p>も違うことが考えられることから、調理業者の必要とする部品が決まったことから現時点での購入とするものである。</p> <p>平成 21 年 3 月に決定している。</p> <p>平成 18 年度にプロポーザル方式により給食センターに導入する機器のラインを決定した。このライン案を元に建物の設計を行ったが機器についてはメーカー指定品でなければならないものとそうでないものとに分け、後者については入札により業者決定をした。今回、導入する付属品は関連するものであり、指定品以外では使用することができない。価格についてはメーカーからの直接購入であることから、特約店を通さないのが安価に発注することが可能である。</p> <p>「史跡整備委託事業費」</p> <p>市内の 3 古墳に自然生えの樹木と雑草が生い茂り、見学等に支障が発生しており、これらを除草、伐採するために職員を新規で雇用したうえで業務を実施する委託で緊急雇用対策としての側面も併せ持つ業務である。</p> <p>必要な機器(チップ化する機器で可搬のもの)を持っているのは近傍地域では当該業者のみである。</p> <p>チップ化することで伐採樹木を処理するための運搬費用が不要となる。また、チップを撒くことにより下草の繁茂を防ぐことができ、次回以降の除草作業が簡易となるなどの利点がある。</p>
---	--

<p>緊急雇用対策との記述があるが契約金額に雇用した者の人件費を含んでいるのか。また、ハローワークを通じての雇用としているが雇用上に経験などの条件が必要なのか。</p> <p>委員会としての意見</p> <p>業務内容、緊急雇用対策による事業であることから随意契約はやむを得ないものと考えるが、契約金額の妥当性については担保できるよう配慮されたい。</p> <p>この契約の相手方は開館当初からの業者なのか。</p> <p>委員会としての意見</p> <p>随意契約の要件は充たしていると考え。ただし、契約金額の妥当性は十分検討されたい。</p>	<p>雇用した人員とその業務を指導、指示する人員の人件費を含んでいると確認している。新規雇用する人員は業務をこなしていけるだけの能力が求められるだけで、当該業務経験者であることを条件とはしていない。</p> <p>「松阪コミュニティ文化センター舞台機構改修工事」・・・本工事対象の舞台機構は、開館以来13年が経過しており、緞帳等重量物を昇降する使用頻度が高いことから劣化が進行している。今後、重大な事故に繋がる恐れがあるため、機械器具設置工事業（舞台機構）の専門業者で、既設の舞台機構の施工業者であり、また、保守点検業務委託も契約している業者と契約するものである。</p> <p>そうである。ただし、この種の工事は施工可能な業者が全国に2社しかなく、その内の1社が今回の契約の相手方である。他の1社については、松阪市に入札参加資格の登録が無い業者である。</p>
<p>今年度の総合評価落札方式の試行について</p>	
<p>平成21年度において、総合評価落札方式</p>	

<p>横須賀市が採用している最低制限価格を平均型にて算定した場合、その値以下となる業者は失格となると考えられるが、クレームとはならないのか。</p> <p>ダンピング防止を想定してとのことだが、具体的に業者がどれくらいの率で入札してくる可能性が在ると想定しているのか。</p> <p>設計価格と予定価格の関係はどうなるのか。</p> <p>予定価格がくじによって変動することで競争性が発揮されていたが、今度は最低制限価格が平均型で算定されることによってそちらで競争が起こりうるということか。</p>	<p>の第2回目の試行を検討をしている。今年度は骨格予算であったため年度当初の発注が少なく、また、6月の肉付け予算の議決に伴って下水道工事が何件か案件としてあったものの、設計金額が大きいことや、ほぼ同規模の同種工事の内一つを特化して総合評価落札方式で発注する説明責任の所在を検討した結果から、現在においては、9月頃に発注される下水道の推進工事を対象に実施を検討している。また、平成20年度の意見書においてご指摘いただいたことを受け、総合評価落札方式においては通常の最低制限価格の算定方式ではなく、平均型を採用することを考えている。</p> <p>入札参加のルールとして当然公表するので、入札参加するということ自体が合意と解釈できると考える。</p> <p>設計価格比の70～80%台なら入札してくる可能性は在るのではなかろうかと推測している。</p> <p>最低制限価格を平均型で算定するのであれば設計価格と予定価格は同一とすることとを考えている。</p> <p>そのように考えている。かつ、予定価格算出率のくじの不合理性で真摯に可能な範囲で安く入札価格を提示した業者が落札外になるといったことが、平均型の採用でなくなると考える。</p>
---	---

松阪市建設工事等発注基準の改正について

<p>最も変更となった点はこういった箇所か。</p> <p>新基準において、総合評定値が平均的に下がっているのはなぜか。</p>	<p>国土交通省の経営事項審査制度等の見直しが平成 20 年 4 月 1 日に施行されたが、松阪市においては、その経審の総合評定値を電子入札システム内で管理し自動審査等を行っていることから、業者の決算期が個々で違うことで新旧の総合評定値が混在することとなる状態では、発注基準に対して公平な入札が不可能であるため、平成 21 年 5 月末日までは、参加資格登録更新を市内業者についてのみ発注基準に基づく旧経審基準による総合評定値を特例的に延伸する措置をとってまいりました。</p> <p>今回の発注基準の改正は平成 21 年 5 月末日を以って全社の新経審基準による総合評定値が出揃ったところで、以前まで確保できていた業者数が著しく変動せず同等者数の入札参加者数が見込め、競争性の確保が崩れたりしないよう、入札制度研究会での検討協議を経て、各業種別に新基準総合評定値を基本とした発注基準に改めたものです。</p> <p>業者の新基準総合評定値が平均的に下がっていることから、発注基準の内の資格総合点数を概ね一律に下げるという処理をした。</p> <p>今まで完工高偏重の審査の考え方から、経営状況や技術者数等、元請のマネジメント能力を対象とする経営実態に則した審査内容へと変わったためと理解している。</p>
<p>次回開催日程及び抽出委員について</p>	
<p>次回開催日を平成 21 年 10 月 26 日(月) 13:30~とし、抽出委員は吉田委員とする。</p>	